

社会保障審議会
介護給付費分科会（第224回）

令和5年9月15日

資料 6

地域区分

厚生労働省 老健局

Ministry of Health, Labour and Welfare of Japan

1. 地域区分の概況
2. 令和3年度介護報酬改定の内容
3. 関連する各種意見
4. 現状と課題及び論点



1. 地域区分の概況

2. 令和3年度介護報酬改定の内容

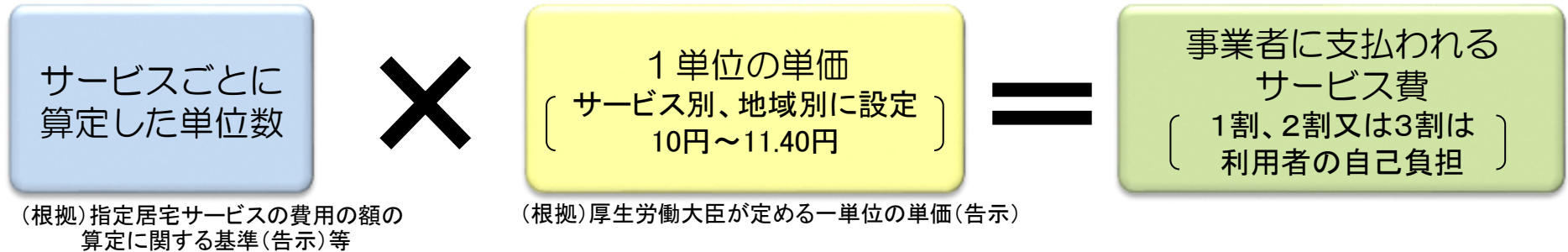
3. 関連する各種意見

4. 現状と課題及び論点

介護報酬について

- 介護報酬は、法律上、事業所が所在する地域等も考慮した、サービス提供に要する平均的な費用の額を勘案して設定することとされている。(介護保険法第41条第4項等)
- 利用者に直接介護サービスを提供する従業者の賃金は地域によって差があり、この地域差を介護報酬に反映する為に、「単位」制を採用し、サービスごと、地域ごとに1単位の単価を設定している。
- 各市町村に適用される級地(地域区分)は、公平性・客観性を担保する観点から、公務員(国家・地方)の地域手当の設定がある地域は、原則として当該地域手当の区分に準拠しつつ、隣接地域の状況によって、一部特例を設けている。

■介護報酬の基本的な算定方法



■1単位の単価(サービス別、地域別に設定)

		1級地	2級地	3級地	4級地	5級地	6級地	7級地	その他
上乗せ割合		20%	16%	15%	12%	10%	6%	3%	0%
人件費割合	①70%	11.40円	11.12円	11.05円	10.84円	10.70円	10.42円	10.21円	10円
	②55%	11.10円	10.88円	10.83円	10.66円	10.55円	10.33円	10.17円	10円
	③45%	10.90円	10.72円	10.68円	10.54円	10.45円	10.27円	10.14円	10円

- ①訪問介護／訪問入浴介護／訪問看護／居宅介護支援／定期巡回・随時対応型訪問介護看護／夜間対応型訪問介護
- ②訪問リハビリテーション／通所リハビリテーション／認知症対応型通所介護／小規模多機能型居宅介護／看護小規模多機能型居宅介護／短期入所生活介護
- ③通所介護／短期入所療養介護／特定施設入居者生活介護／認知症対応型共同生活介護／介護老人福祉施設／介護老人保健施設／介護療養型医療施設／介護医療院／地域密着型特定施設入居者生活介護／地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護／地域密着型通所介護

	1級地 20%	2級地 16%	3級地 15%	4級地 12%	5級地 10%	6級地 6%	7級地 3%	その他 0%			
地域	東京都 特別区	東京都 町田市 狛江市 多摩市 神奈川県 横浜市の 川崎市 大阪府 大阪市	埼玉県 さいたま市 千葉県 千葉市 東京都 八王子市 武蔵野市 三鷹市 青梅市 府中市 調布市 小金井市 小平市 日野市 東村山市(4) 国分寺市 国立市 清瀬市(4) ※ 東久留米市(5) 稲城市 西東京市 神奈川県 鎌倉市 愛知県 名古屋市の 大阪府 守口市 吹田市 門真市 四條畷市の 兵庫県 西宮市 芦屋市 宝塚市	茨城県 水戸市 日立市 龍ヶ崎市の 取手市 つくば市の 守谷市 千葉県 船橋市 成田市 習志野市の 浦安市 東京都 立川市 松戸市 昭島市 東大和市 神奈川県 相模原市の 藤沢市の 印西市 ※ 栄町(6) 東京都 福生市(6) あきる野市の 日の出町の 神奈川県 横須賀市の 平塚市の 小田原市の 越谷市の 大和市の 伊勢原市の 座間市の 綾瀬市の 寒川町の 愛川町の 愛知県 みよし市(6) 滋賀県 大津市の 草津市の 栗東市(6) 京都府 京都市 大阪府 堺市の 枚方市の 茨木市の 八尾市の 松原市の 摂津市の 高石市の 東大阪市の 交野市の 兵庫県 尼崎市の 伊丹市の 川西市 三田市の 広島県 広島市の 府中町の 福岡県 福岡市の 春日市(6)	茨城県 水戸市 日立市 龍ヶ崎市の 取手市 つくば市の 守谷市 埼玉県 新座市の ふじみ野市の 千葉県 市川市の 松戸市 高崎市 川崎市 川口市 行田市の 所沢市の 飯能市(7) 加須市の 東松山市 春日部市の 狭山市 羽生市の 鴻巣市の 上尾市の 草加市の 越谷市の 蕨市の 戸田市の 入間市の 桶川市の 久喜市の 北本市 八潮市の 富士見市の 三郷市の 蓮田市の 坂戸市の 幸手市の 鶴ヶ島市の 吉川市の 白岡市の 伊奈町の 三芳町の 宮代町の 杉戸町の 松伏町の 千葉県 野田市の 茂原市の 柏市の 流山市 我孫子市の 鎌ヶ谷市の 袖ヶ浦市の 白井市の 酒々井町の 福岡県 春日市(6)	宮城県 仙台市 多賀城市(他) 茨城県 土浦市の 古河市の 利根町の 栃木県 宇都宮市の 下野市の 野木町の 群馬県 高崎市の 埼玉県 川越市の 川口市 行田市の 所沢市の 飯能市(7) 加須市の 東松山市 春日部市の 狭山市 羽生市の 鴻巣市の 上尾市の 草加市の 越谷市の 蕨市の 戸田市の 入間市の 桶川市の 久喜市の 北本市 八潮市の 富士見市の 三郷市の 蓮田市の 坂戸市の 幸手市の 鶴ヶ島市の 吉川市の 白岡市の 伊奈町の 三芳町の 宮代町の 杉戸町の 松伏町の 千葉県 野田市の 茂原市の 柏市の 流山市 我孫子市の 鎌ヶ谷市の 袖ヶ浦市の 白井市の 酒々井町の 福岡県 春日市(6)	東京都 武蔵村山市 岸和田市の 泉大津市の 貝塚市の 泉佐野市の 富田林市の 河内長野市の 和泉市の 柏原市の 藤井寺市の 泉南市の 大阪狭山市 島本町の 豊能町の 能勢町の 忠岡町の 熊取町の 田尻町の 岬町の 太子町の 河南町の 千早赤阪村 明石市の 猪名川町の 三原市の 大和高田市の 大和郡山市 生駒市の 奈良市 和歌山県 和歌山市 橋本市の 福岡県 大野城市 太宰府市の 福津市の 糸島市の 那珂川市の 粕屋町の 津市の 四日市市の 桑名市の 鈴鹿市の 龜山市 滋賀県 彦根市の 守山市 甲賀市の 京都府 宇治市の 亀岡市の 向日市の 長岡京市の 八幡市の 京田辺市の 木津川市の 精華町の	北海道 札幌市の 茨城県 結城市の 下妻市の 常総市の 笠間市の ひたちなか市の 福井県 那珂市の 筑西市 大塚市の 稲敷市の つくばみらい市の 阿見町の 河内町の 大塚町の 五霞町の 境町の 栃木県 栃木市の 鹿沼市の 日光市の 小山市の 真岡市の 大田原市の さくら市の 壬生町の 群馬県 前橋市の 伊勢崎市の 太田市の 渋川市の 玉村町の 埼玉県 熊谷市の 深谷市の 日高市の 毛呂山町の 越生町の 滑川町の 川島町の 吉見町の 鳩山町の 寄居町の 千葉県 木更津市の 東金市の 君津市の 富津市の 八街市の ※※ 富里市(他) 山武市の 大網白里市の 長柄町の 長南町の 神奈川県 ※※ 山北町(他) 箱根町の	新潟県 新潟市の 富山県 富山市 石川県 金沢市の 内灘町の 福井県 福井市の 山梨県 甲府市の 長野県 長野市の 塩尻市の 大垣市の 多治見市の 各務原市の 可児市の 静岡県 浜松市の 沼津市の 三島市の 富士宮市の 島田市の 富士市の 磐田市の 焼津市の 掛川市の 藤枝市の 御殿場市の 裾野市の 函南町の 清水町の 長泉町の 小山市 川根本町の 森町の 滋賀県 長浜市の 野洲市の 湖南市の ※ 高島市(他) 東近江市 ※ 日野町(他) 京都府 城陽市の 大山崎町の 久御山町の 兵庫県 姫路市の 加古川市の 三木市の 高砂市の 稲美町の 福磨町の	奈良県 天理市の 橿原市の 桜井市の 御所市の 香芝市の 葛城市 宇陀市の 山添村 平群町 三郷町 斑鳩町の 安堵町の 川西町の 三宅町の 田原本町の 曾爾村 明日香村 上牧町 王寺町 広陵町の 河合町の 岡山市 東広島市の 廿日市市の 海田町の 坂町の 山口市 周南市の 徳島県 徳島市の 香川縣 高松市の 福岡県 北九州市 飯塚市の 筑紫野市の 筑紫野市の 長崎県 長崎市の	その他の地域
地域数	23	6	27(24)	25(22)	51(52)	140(137)	166(169)	1303(1308)			

※ この表に掲げる名称は、令和3年4月1日においてそれらの名称を有する市、町、村又は特別区の同日における区域によって示された地域
 ※ 赤字は、令和3年度に級地の変更があった市町村。(※なし：経過措置適用、※：完全囲まれルール適用、※※：4級地差ルール適用)
 ※ 括弧内は、平成30年度から令和2年度までの間の級地

級地の設定状況について

○特例及び経過措置の適用状況

(自治体数)

	合計 (A+B)	本来の級地よりも	
		引き上げ(A)	引き下げ(B)
公務員の地域手当に準拠	1,641	—	—
複数隣接ルールを適用(H27)	46	46	—
完全囲まれルールを適用(H30・R3)	33	11	22
4級地差ルールを適用(R3)	2	2	0
広域連合ルールを適用(H27～)	21※	7※	14

※うち2市は複数隣接ルールにも計上

経過措置を適用(H27～)(再掲)	87	2	85
-------------------	----	---	----

(参考) 令和3年度改定において級地変更があった自治体数 26 (引き上げ26、引き下げ0)

完全囲まれルールの適用	6
4級地差隣接ルールの適用	2
経過措置の変更	8
経過措置の終了	10

1. 地域区分の概況



2. 令和3年度介護報酬改定の内容

3. 関連する各種意見

4. 現状と課題及び論点

令和3年度改定において適用された地域区分に関する特例

【原則】 公務員（国家・地方）の地域手当の設定に準拠

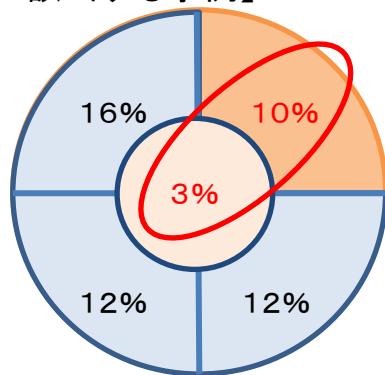
【特例】 ①又は②の場合は、当該地域に隣接する地域に設定された地域区分のうち、一番低い又は高い地域区分までの範囲で引き上げる又は引き下げること認める。

- ① 当該地域の地域区分よりも高い又は低い地域に全て囲まれている場合
- ② 当該地域の地域区分よりも高い又は低い級地が設定された地域に複数隣接しており、かつ、その地域の中に当該地域と4級地以上の級地差がある地域が含まれている場合

※引き上げ又は引き下げ幅は、囲まれている地域の内、一番低い又は高い区分までの範囲

※引き上げについては、地域手当の級地設定がある自治体を除く

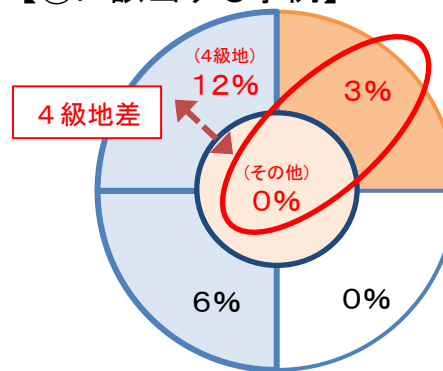
【①に該当する事例】



○特例
隣接地域の地域区分のうち、一番低い区分までの範囲で選択可能

→ 6%又は10%を選択可

【②に該当する事例】



○特例
隣接地域の地域区分のうち、一番低い区分までの範囲で選択可能

→ 3%を選択可

※ 平成27年度の地域区分の見直しに当たり、報酬単価の大幅な変更を緩和する観点から、従前の設定値と見直し後の設定値の範囲内で選択することが可能とする経過措置を認めた。当該経過措置については、令和5年度末まで期間を延長。

※ 各報酬改定時には、当該年度の特例に該当する自治体の意向を確認し、適用級地の変更を行っている。なお、一度適用された級地は、経過措置の場合を除き、引き続き適用されている。

※ 隣接する地域の状況については、同一都道府県内のみの状況に基づき判断することも可能とする。

※ 広域連合については、構成自治体に適用されている区分の範囲内で選択することを認める。

1. 地域区分の概況

2. 令和3年度介護報酬改定の内容



3. 関連する各種意見

4. 現状と課題及び論点

前回の報酬改定における審議報告について(地域区分)

居宅介護支援事業所の管理者要件等に関する審議報告(抜粋) (令和元年12月17日社会保障審議会介護給付費分科会)

(2) その他

- 平成30年度介護報酬改定の議論の中で、地域区分の在り方については、地方自治体の対応準備に時間を要するため、一定期間内に方向性を示すことができるよう検討することとされたことを受けて、政府において、地域区分に関する地方自治体の意見について調査が行われた。
- 本調査の結果を踏まえ、地域区分については、引き続き、現行の設定方法を原則としつつ、隣接地域とのバランスを考慮し、なお公平性を確保すべきと考えられる場合について、特例を設けることが適当である。
- 具体的には、隣接地域全ての地域区分が、当該地域より高い又は低い地域について、当該地域の地域区分の設定値から隣接地域の地域区分の中で一番低い区分までの範囲内で選択できることとするのが適当である。
- あわせて、
 - ・ 隣接地域の中に地域区分が高い地域が複数あり、その地域と当該地域の級地の差が4級地以上ある地域手当の設定がない地域(0%)又は
 - ・ 隣接地域の中に地域区分が低い地域が複数あり、その地域と当該地域の級地の差が4級地以上ある地域について、当該地域の地域区分の設定値から隣接地域のうち一番低い区分までの範囲内において区分を選択できることとするのが適当である。
- また、平成27年度介護報酬改定時に設けられた経過措置(※)については令和2年度末までがその期限となっているが、令和5年度末までの延長を認めることが適当である。
※ 当該地域における平成27~29年度の地域区分の設定値から地域区分の設定方法を適用した後の最終的な設定値までの範囲内で設定を可能とするもの。
- これらの見直しについては、対象地域に対して、関係者の意見を踏まえて適切に判断するよう求めるとともに、新たな設定方法の適用についての意向を十分に確認した上で、財政中立の原則の下、令和3年度介護報酬改定において実施することが適当である。

- また、サービス毎の人件費割合が上昇傾向にあることを踏まえつつ、サービス別の人件費割合の在り方については、財政中立を原則とした制度であることを踏まえ、来年度以降更に検討することが適当である。
- なお、当分科会では、地域区分について、行政的に一体性を有する市町村域を超えた範囲でのより広域的な範囲での設定について意見があった一方で、大幅な見直しは控えるべきとの意見があったことも踏まえ、今後施行状況も踏まえつつ、地域区分の在り方について引き続き検討することが適当である。

令和3年度介護報酬改定に関する審議報告(抜粋) (令和2年12月23日社会保障審議会介護給付費分科会)

Ⅲ 今後の課題 (地域の特性に応じたサービスの確保)

- 地域区分について、引き続き介護事業経営実態調査等で各地域の状況や各サービスの実態の把握を行うとともに、その結果も踏まえつつ、派遣委託費の取扱い、介護職員処遇改善加算及び介護職員等特定処遇改善加算による影響、安定的な人件費の把握や区分移動のルールの設定等、財政中立を原則として、その在り方について、引き続き検討していくべきである。

1. 地域区分の概況

2. 令和3年度介護報酬改定の内容

3. 関連する各種意見



4. 現状と課題及び論点

地域区分について

現状・課題

- 介護報酬は、サービスの提供に要する平均的な費用の額を勘案して設定するものであり、地域ごとの人件費の地域差を調整するため、地域区分を設定し、地域別（8区分）及び人件費割合別（3区分）に1単位あたりの単価を定めている。
- 地域別の区分は、統一かつ客観的に設定する観点から、原則として、地域ごとの民間事業者の賃金水準等を反映させたものである公務員の地域手当に準拠して設定している。その上で、隣接地域とのバランスを考慮して公平性を確保すべきと考えられる場合には、介護報酬改定の際に、適用する級地の見直しを行っている。

【平成27年度介護報酬改定】※前回の地域手当の見直し年度

- ・「その他」の地域のうち地域手当の設定のある地域と複数隣接している場合には、「複数隣接している地域区分のうち一番低い地域区分」の範囲内で適用級地を見直し（旧複数隣接ルール）

【平成30年度介護報酬改定】

- ・当該地域の地域区分よりも高い又は低い地域に囲まれている場合には、「当該地域を囲んでいる地域区分のうち一番低い又は高い地域区分」の範囲内で適用級地を見直し（完全囲まれルール）

【令和3年度介護報酬改定】

- ・当該地域の地域区分よりも高い又は低い地域に囲まれている場合には、「当該地域を囲んでいる地域区分のうち一番低い又は低い地域区分」の範囲内で適用級地を見直し（完全囲まれルール）
- ・公務員の地域手当の設定がない（0%）地域であって、当該地域の地域区分よりも高い地域が複数隣接しており、かつ、その中に4級地以上の級地差がある場合又は当該地域の地域区分よりも低い地域が複数隣接しており、かつ、その中に4級地以上の級地差がある場合には「当該地域を囲んでいる地域区分のうち一番高い地域区分」までの範囲内で適用級地を見直し（4級地差ルール）

令和6年度介護報酬改定に向けた地域区分の級地の設定方法について(案)

論点

- 令和6年度介護報酬改定における地域区分の級地の設定に当たっては、財政中立の原則の下、以下の方向性を前提として、自治体の準備期間を考慮し、まずは対象地域の意向を確認することとしてはどうか。
 - ・ 令和6年度改定に当たっては、現行の級地を適用することを基本とし対応することとしてはどうか。その際、現行において経過措置を適用する自治体に対しては、当該経過措置を継続するか又は終了するかの意向を踏まえ、必要に応じ引き上げ又は引き下げを認めることとしてはどうか。
 - ・ また、公平性を欠く状況にあると考えられる自治体を対象として、引き上げ又は引き下げを認めることとしてはどうか。

具体的には、令和3年度報酬改定において採用された特例を継続して設定しつつ、新たに次のいずれかに該当する自治体を対象として、地域区分の引き上げ又は引き下げができることとしてはどうか。

 - ① 当該地域の地域区分よりも高い又は低い級地が設定された地域に囲まれており、かつ、同じ地域区分との隣接が単一(引き下げの場合を除く)の場合。(引き上げ又は引き下げ幅は、囲まれている地域のうち、一番低い又は高い区分までの範囲。ただし、引き上げについては、地域手当の級地設定がある自治体を除く。)
 - ② 5級地以上の級地差がある地域と隣接している場合。(引き上げ又は引き下げ幅は、4級地差になるまでの範囲)
- サービス毎の人件費割合については、財政中立を原則とした制度であることを考慮しながら、さらに検討することとしてはどうか。

令和6年度介護報酬改定に向けた地域区分の級地の設定方法について(案)

【原則】公務員(国家・地方)の地域手当の設定に準拠

【特例】(1) 次の場合は、当該地域に隣接する地域に設定された地域区分のうち、一番低い又は高い地域区分までの範囲で引き上げる又は引き下げを認める。

① 当該地域の地域区分よりも高い又は低い地域に全て囲まれている場合

② 当該地域の地域区分よりも高い又は低い級地が設定された地域に複数隣接しており、かつ、その地域の中に当該地域と4級地以上の級地差がある地域が含まれている場合
・引き上げについては、地域手当の級地設定がある自治体を除く

③ 当該地域の地域区分よりも高い又は低い級地が設定された地域に囲まれており、かつ、同じ地域区分との隣接が単一(引き下げの場合を除く)の場合
・引き上げについては、地域手当の級地設定がある自治体を除く

(2) 5級地以上の級地差がある地域と隣接している場合
・引き上げ又は引き下げ幅は、4級地差になるまでの範囲

※ 平成27年度の地域区分の見直しに当たり、報酬単価の大幅な変更を緩和する観点から、従前の設定値と見直し後の設定値の範囲内で選択することが可能とする経過措置を認めた。引き続き、令和8年度末まで経過措置を認める。

※ 各報酬改定時には、当該年度の特例に該当する自治体の意向を確認し、適用級地の変更を行っている。なお、一度適用された級地は、経過措置の場合を除き、引き続き適用されている。

※ 隣接する地域の状況については、同一都道府県内のみの状況に基づき判断することも可能とする。(①のみ)

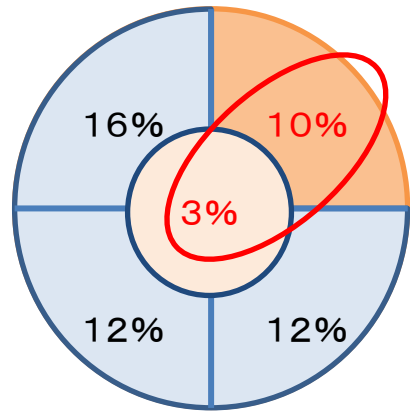
※ 広域連合については、構成自治体に適用されている区分の範囲内で選択することを認める。

地域区分の設定方法について(令和6年度改定案)①

< 現行の特例(継続) >

【特例(1)①(完全囲まれルール)の例】

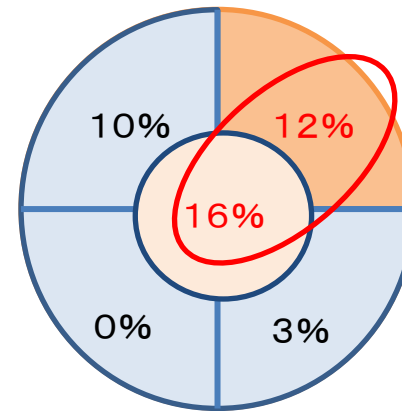
(引き上げの場合)



○高い地域区分の地域に全て囲まれている場合

⇒隣接地域の地域区分のうち、一番低い区分までの範囲で選択可能
(6%又は10%を選択可)

(引き下げの場合)

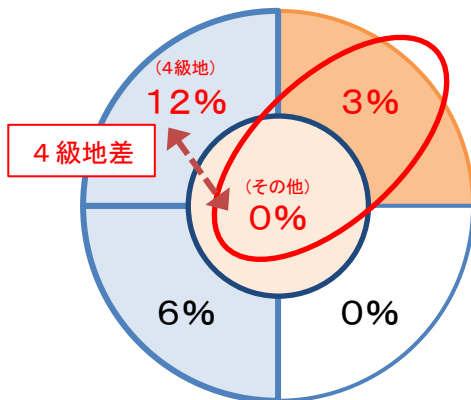


○低い地域区分の地域に全て囲まれている場合

⇒隣接地域の地域区分のうち、一番高い区分までの範囲で選択可能
(15%又は12%を選択可)

【特例(1)②(4級地差ルール)の例】

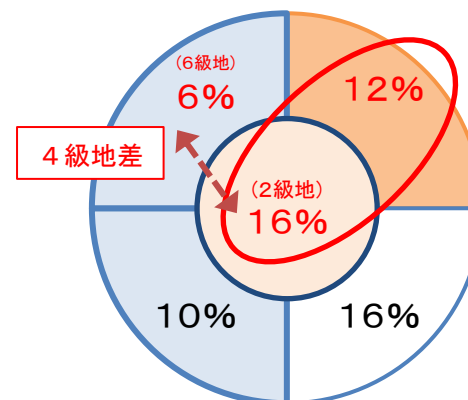
(引き上げの場合)



○その他(0%)地域であって、高い地域区分の地域と複数隣接し、その中に4級地以上の級地差がある地域が含まれている場合

⇒隣接地域の高い地域区分のうち、一番低い区分までの範囲で選択可能
(3%を選択可)

(引き下げの場合)



○低い地域区分の地域と複数隣接し、その中に4級地以上の級地差がある地域が含まれている場合

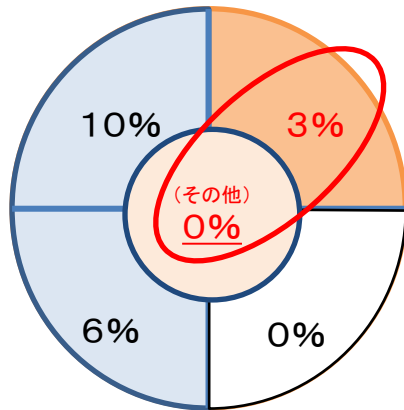
⇒隣接地域の低い地域区分のうち、一番高い区分までの範囲で選択可能
(15%又は12%を選択可)

地域区分の設定方法について(令和6年度改定案)②

< 新設の特例(案) >

【特例(1)③(複数隣接ルール)の例】(新規)

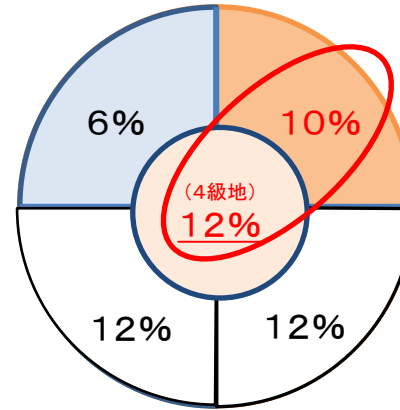
(引き上げの場合)



○その他(0%)の地域であって、高い地域区分の地域に囲まれており、同一の区分(0%)とは単一の隣接となっている場合

⇒隣接地域の高い地域区分のうち、一番低い区分までの範囲で選択可能
(3%を選択可)

(引き下げの場合)

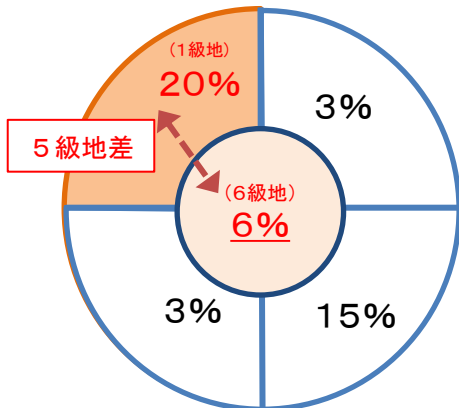


○低い地域区分の地域と隣接している場合(高い区分とは接していない)

⇒隣接地域の低い地域区分のうち、一番高い区分までの範囲で選択可能
(10%を選択可)

【特例(2)(5級地差ルール)の例】(新規)

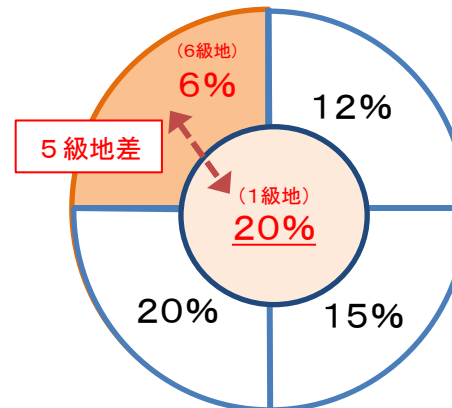
(引き上げの場合)



○5級地以上の級地差がある地域と隣接している場合

⇒4級地差になるまで引き上げが可能
(10%(5級地)を選択可)

(引き下げの場合)



○5級地以上の級地差がある地域と隣接している場合

⇒4級地差になるまで引き下げが可能
(16%(2級地)を選択可)